

令 和 3 年 9 月 6 日

関係各機関の長 様

群 馬 労 働 局 長



「労働保険未手続事業一掃強化期間」に係る広報依頼について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働保険制度の運営につきましては、日頃からご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、労働保険（労働者災害補償保険と雇用保険）は政府が管理運営している保険で、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している事業主全てに加入が義務付けられています。

厚生労働省では、「労働保険未手続事業の一掃」を年間の最重要課題として取り組んでいるところですが、依然として小規模零細事業場を中心に相当数の未手続事業が残されています。これらの未手続事業場の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要な課題となっています。

このため、特に11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険の未手続事業場の解消を図るべく啓発活動を実施しています。

つきましては、貴団体の広報誌、ホームページ等に別添「原稿」を掲載していただきたくお願い申し上げます。

なお、記事掲載の折には、お手数ですが同封しました返信用封筒にて、掲載の広報誌、ホームページの印刷を一部ご郵送していただきますようお願い致します。

今後も労働保険制度の運営につきまして、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

担当 総務部労働保険徴収室
労働保険適用指導官 小林
電話 027-896-4734

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

労働保険は働く皆さんを守ります。

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は、政府が管理・運営している強制的保険です。農林水産業の一部を除き労働者を一人でも雇用している事業主はすべて加入が義務付けられています。

労災保険は、業務災害や通勤途上災害を被った労働者や、その遺族に対して必要な保険給付を行う制度です。

雇用保険は、労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由等が生じた場合に必要な給付を行う制度です。

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険の「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けて、労働保険の未手続事業の解消を図るべく広報活動を実施しています。

加入の手続き、ご相談は、群馬労働局労働保険徴収室 又は、最寄りの労働基準監督署、ハローワークへお願いします。

群馬労働局総務部労働保険徴収室

電話： 027-896-4734